

大阪広域水道企業団浄水場長等の職にある職員に事務を委任する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年 3 月 31 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第 9 号

大阪広域水道企業団浄水場長等の職にある職員に事務を委任する規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団浄水場長等の職にある職員に事務を委任する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第 1 条 この規程は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第13条第 2 項の規定により、<u>浄水場長、水道事業所長、水質管理センター所長及び水道センター所長</u>の職にある職員に事務を委任する事項を定めるものとする。 （<u>浄水場長、水道事業所長及び水道センター所長</u>への事務の委任） 第 2 条 企業長は、<u>浄水場長、水道事業所長及び水道センター所長</u>（以下「浄水場長等」という。）に次に掲げる事務（大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第 2 号）第 4 条に規定する経営管理部及び事業管理部（大阪広域水道企業団処務規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第 4 号）第 2 条第 1 項に定める出先機関を除く。）分掌のものを除く。）を委任する。 （1）大阪広域水道企業団固定資産管理規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第28号。以下「固定資産管理規程」という。）に規定する行政財産の使用許可<u>及び貸付け</u>に関すること。 （2）大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）が、他の地方公共団体との間で締結した企業用地の管理に関する協定書に基づく使用承認（以下「使用承認」という。）に関すること。 （3）—（5）（略） <u>2. 企業長は、前項に規定するもののほか、水道センター所長に次に掲げる事務を委任する。</u> <u>（1）大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成29年大阪広域水道企業団条例</u>	（趣旨） 第 1 条 この規程は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第13条第 2 項の規定により、<u>浄水場長、水道事業所長及び水質管理センター所長</u>の職にある職員に事務を委任する事項を定めるものとする。 （<u>浄水場長及び水道事業所長</u>への事務の委任） 第 2 条 企業長は、<u>浄水場長及び水道事業所長</u>（以下「浄水場長等」という。）に次に掲げる事務（大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第 2 号）第 4 条に規定する経営管理部及び事業管理部（大阪広域水道企業団処務規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第 4 号）第 2 条第 1 項に定める出先機関を除く。）分掌のものを除く。）を委任する。 （1）大阪広域水道企業団固定資産管理規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第28号。以下「固定資産管理規程」という。）に規定する行政財産の使用許可に関すること。 （2）大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）が、他の地方公共団体との間で締結した<u>水道企業用地</u>の管理に関する協定書に基づく使用承認（以下「使用承認」という。）に関すること。 （3）—（5）（略）

<u>第2号。以下「給水条例」という。）</u> <u>第44条の規定による料金等の減免の決定（重要なものを除く。）に関する</u> <u>こと。</u> <u>(2) 給水条例第49条の規定による給水の</u> <u>停止の決定（重要なものを除く。）に</u> <u>関すること。</u> （企業長の承認事項） 第4条 （略） (1)・(2) （略） <u>(3) 固定資産管理規程第33条の規定によ</u> <u>る行政財産の貸付けをするとき。</u> <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、企業長</u> <u>が別に定めるとき。</u> （使用許可状況等の報告） 第5条 企業長は、必要と認める<u>ときは</u>、 浄水場長等に対し行政財産の使用許可、 使用承認<u>及び貸付け</u>の状況に関する報告 を求めることができる<u>ものとする。</u>	（企業長の承認事項） 第4条 （略） (1)・(2) （略） <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、企業長</u> <u>が別に定めるとき。</u> （使用許可状況等の報告） 第5条 企業長は、必要と認める<u>とき</u>、浄 水場長等に対し行政財産の使用許可<u>及び</u> 使用承認の状況に関する報告を求めるこ とができる。
--	---

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。